

## 札幌市環境活動推進会議設置要綱

### (設 置)

第1条 本市における環境保全に資する活動を市民，事業者，行政が一体となって推進するため，「札幌市環境活動推進会議」(以下「推進会議」という。)を設置する。

### (討議事項)

第2条 環境に関する本市の施策のうち，特に市民・事業者への環境活動の普及・啓発に関すること。

### (組 織)

第3条

- 1 推進会議は，市長が委嘱する委員及び札幌市職員をもって組織する。
- 2 推進会議に会長1名及び副会長1名を置き，委員の互選により，これを定める。
- 3 会長は推進会議を総括する。
- 4 副会長は，会長を補佐するとともに，会長に事故あるとき又は会長が不在のときは，その職務を代理する。

### (任 期)

第4条 委員の任期は3年とし，補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。ただし，再任を妨げない。

### (会 議)

第5条 推進会議の会議(以下，「会議」という。)は，必要の都度，会長が召集し，会長は会議の議長となる。

### (分科会)

第6条

- 1 会長が必要と認めたときは，推進会議に分科会を置くことができる。
- 2 分科会は会長の指名する委員をもって組織する。また，分科会の議長は会長が指名する。
- 3 分科会の会議は，必要の都度，分科会の議長が招集する。

### (庶 務)

第7条 推進会議の庶務は，環境局環境都市推進部推進課において行う。

### (その他)

第8条 この要綱において定めるもののほか，推進会議の運営に関し必要な事項は推進会議において定める。

### 附 則

この要綱は平成16年8月3日から施行する。